

【選挙公営の手引き ～選挙運動用自動車の使用～】

選挙運動用自動車の賃貸借契約をする方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者が、宮古市に対して行います。

なお、契約した候補者が、立候補に係る供託物を没収された場合は、全額、候補者の負担となります。

※ 契約内容は、選挙運動用自動車のレンタカー契約です。公営の対象は、自動車本体のみです。ルーフキャリア、アンプ、スピーカー、任意保険等の付帯料金は含みません。

※ 自動車本体と任意保険や放送設備等とのパック料金として契約する場合は、車両本体の貸渡し金額とそれ以外の費用とが明示された契約書が必要となります。

1 公費負担の上限金額

1日当たり16,100円を上限とし、選挙運動期間の範囲（有投票：6月15日～6月21日の7日間、無投票：6月15日の1日限り）で公費負担を行います。

2 選挙公営の流れ

(1) 通常、立候補届出書類の事前審査前に、候補者と書面によって契約を行います。

（契約書は、記載例の内容の必要事項が全て含まれていれば、事業者が通常使用している様式でも構いません。）

(2) 選挙後に、候補者から選挙期間中の選挙運動用自動車証明書（自動車）が交付されますので、金額を確認します。

(3) 選挙後に、①請求書、②請求内訳書、③選挙運動用自動車使用証明書(自動車)を、記載例を参考に必要箇所を記載し、宮古市選挙管理委員会に提出します。
一般的な料金の定めがある場合には、料金表のご惠与をお願いします。

※ 提出期限 6月27日（金）

① 請求書

選挙運動期間に賃貸借した日数分を請求してください。また、指定の口座に支払いますので、必ず口座情報を記載してください。

② 請求内訳書

日ごとに実際に要した金額と基準限度額を比較して少ない方の金額を請求金額に記載してください。

③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車) ※ 候補者が事業者に交付します。

(4) 宮古市に請求した金額以外の費用は、候補者に請求します。

(5) 宮古市からの費用の支払いは、書類審査等により相当の日数（請求書の提出から概ね3～4週間）を要します。提出順に処理をいたします。ご容赦の程お願いします。

お問い合わせ 宮古市選挙管理委員会事務局
電話 0193-68-9123
FAX 0193-63-9125

選挙運動用自動車として使用できる自動車の種類

(公職選挙法第141条第6項、公職選挙法施行令第109条の3第1項第1号)

次の(1)～(3)に該当する自動車が法令で認められています。

(1) 乗車定員4人以上 10人以下の小型自動車

ライトバン等のバン型自動車で、その用途が貨物用とされたものです。ただし、屋根、側面、後面の全部又は一部が開けっぱなしになっているものや、屋根が取り外せたり、開くことのできる自動車は使用できません。

したがって、トランクの上面が開けっぱなしになっているピックアップ型の自動車などは使用できません。

(2) 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの

この項目に該当する自動車は、シブが代表的なもので、幌付など上部が開け閉めできるものであっても使用することができます。ただし、上面、側面、構面の全部又は一部が構造上開けっぱなしのものは使用できず、走行中開いて使用することもできません。

サンルーフやオープンカーの場合は、この項目に該当するもの以外は、使用できません。例えば、二輪駆動式のサンルーフ付きの自動車、車両重量2トンを超えるサンルーフ付きの自動車は使用できません。

(3) 乗車定員10人以下の乗用車で(1)及び(2)に該当しないもの

一般に自動車検査証又は軽自動車届出済証の「用途」の欄に「乗用」の旨が記載されている自動車です。したがって、用途が乗用となっていれば、普通自動車、小型自動車はもちろん軽自動車、オートバイであっても使用でき、二輪駆動や四輪駆動も使用できます。

ただし、オートバイを除き、屋根がなかったり、車の側面とか後面の全部又は一部が開けっぱなしになっているものや、屋根があっても、一部が開いていたり、屋根を取り外したり、開くことのできるものは使用できません。したがって、オープンカーやオープンカーに幌をかぶせた自動車、サンルーフ付きの自動車はこの項目に該当しません。

なお、当然のことですが、公職選挙法令の規定に合致している選挙運動用自動車であっても、道路を走行させるには、道路交通法、道路運送車両法などの関係法令等を遵守しなければなりません。

様式第7号（第6条関係）
（その1）

請求書の提出日を記入してください。提出は選挙期日の翌日以降、選挙期日5日後までに行ってください。

令和7年 6 月 25 日

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

宮古市長 様

会社印ではなく、代表取締役印を使用してください。

住 所 宮古市〇〇町〇番〇号
氏名又は名称及び法人に (株)〇〇〇〇レンタカー
あってはその代表者氏名 代表取締役 △△△△

(株)〇〇〇〇
レンタカー
代表取締役印

宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 105,000 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年6月22日執行 宮古市長選挙
- 4 候補者の氏名 甲 山 乙 夫
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

候補者氏名は忘れずに記入してください。（選挙運動用自動車使用証明書の氏名のとおり）

口座情報は省略せず記入してください。

金 融 機 関 名	〇〇銀行	本・支店名	△△支店
預 金 種 別	普通	口 座 番 号	1234567
ふ り が な	(かぶ)〇〇〇〇れんたカー だいひょうとりしまりやく △△△△		
口 座 名	(株)〇〇〇〇レンタカー 代表取締役 △△△△		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第7号（第6条関係）

（その1）

（別紙請求内訳書 その2（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合））

請 求 内 訳 書
（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名は忘れずに記入してください。
（選挙運動用自動車使用証明書のとおり）

候補者氏名 ▶ 甲 山 乙 夫

自動車の借入れ

使 用 年 月 日	借入れ金額（A）	基準限度額（B）	請 求 金 額	備 考
令和7年6月 15 日	15,000 円×1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
令和7年6月 16 日	15,000 円×1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
令和7年6月 17 日	15,000 円×1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
令和7年6月 18 日	15,000 円×1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
令和7年6月 19 日	15,000 円×1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
令和7年6月 20 日	15,000 円×1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
令和7年6月 21 日	15,000 円×1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
計			105,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

自動車の借入れ記載例

様式第4号（第5条関係）
（その1）

署名（自署）の場合は、押印不要。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和7年6月 22 日

記名押印または署名（自署）。

2に○をつけて
ください。

令和7年6月22日執行 宮古市長選挙

候補者 甲 山 乙 夫

甲
山

記

運送等契約区分 （該当する方の番号に ○をしてください。）	1 一般乗用旅客自動車運送事業 者との運送契約による場合	② 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	宮古市〇〇町〇番〇号 (株)〇〇〇〇レンタカー 代表取締役 △△△△	
車種及び自動車登録 番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
小型乗用車 岩手 505 わ 1234	令和7年 6月15日	15,000 円
〃	令和7年 6月16日	15,000 円
〃	令和7年 6月17日	15,000 円
〃	令和7年 6月18日	15,000 円
〃	令和7年 6月19日	15,000 円
〃	令和7年 6月20日	15,000 円
〃	令和7年 6月21日	15,000 円

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、一般乗用旅客自動車運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から一般乗用旅客自動車運送事業者等に提出してください。
- 一般乗用旅客自動車運送事業者等が市に支払を請求する場合は、1日あたりの上限金額は、16,100 円です。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、一般乗用旅客自動車運送事業者等は、市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 条例第4条第1号に定める額
 - (1)以外の場合 条例第4条第2号アに定める額
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車の使用
自動車の借入れ
契約書作成例

選挙運動用自動車賃貸借契約書

宮古市長選挙候補者 甲 山 乙 夫 (以下「甲」という。)と、

(株)〇〇〇〇レンタカー 代表取締役 △△△△ (以下「乙」という。)とは、選挙運動に使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、甲に対して、次の自動車を貸し付けるものとし、甲はこれを借り受けるものとする。

(1) 車 種 日産 ノート

(2) 自動車登録番号又は車両番号 岩手 505 わ 1234

(3) 賃貸借契約期間 令和 7 年 6 月 12 日から令和 7 年 6 月 23 日まで

第2 契約金額は、金288,000 円 (初日 金26,750 円、2日目以降1日につき 金23,750 円) (消費税及び地方消費税額を含む。)とする。

【契約金額内訳】

項 目	数量	単 価	金 額	備 考
車両本体借入れ	12日	15,000	180,000	1台
看板(デザイン設置込)	1式	45,000	45,000	
音響設備	1式	60,000	60,000	
保険料・事務手続き手数料等	1式	3,000	3,000	
合 計			288,000	

第3 乙は、賃貸借の期間が終了した後に、第2の金額を甲に請求するものとする。
ただし、甲が、宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例(平成28年宮古市条例第6号)(以下「宮古市選挙公営条例」という。)の規定に従い、手続きを行う場合は、公職選挙法第93条第1項の規定により、甲の供託物が市に帰属することとならない場合に限り、宮古市選挙公営条例に規定される金額を宮古市長に請求し、その残金を甲に請求するものとする。

第4 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日

公営対象となるのは、車両本体の借入れ費用のみで、告示日から選挙期日の前日までの分となります(無投票の場合は、告示日のみ)。この契約書(例)では15,000円×7日間=105,000円分が公営対象となります(無投票の場合は、告示日1日分15,000円)。

甲 宮古市新川町1番1号

甲 山 乙 夫

乙 宮古市〇〇町〇番〇号

(株)〇〇〇〇レンタカー

代表取締役 △△△△

(株)〇〇〇
レンタカー
代表取締役印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)